

第 26 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 5 月 16 日（月） 13:55～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）廣松毅

（委 員）深尾京司、縣公一郎

（専 門 委 員）小針美和、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

（1）前回部会で出された意見等について

- 一戸一法人と組織法人経営体の区分について、農林水産省から、農林業センサスの概念整理に基づく回答がなされ、了承された。
- 「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）の組織法人経営体に係る部分を、農業経営統計調査（以下「本調査」という。）に吸収せず、中止することについて、農林水産省から、総人件費改革による農林統計組織の人員削減がなされる一方、政策的な必要性に基づき、個別経営体に係る米、小麦及び大豆生産費の精度向上を図るために大幅な標本の増加が必要とされる状況下で、マンパワーの重点配分が不可避である旨の回答がなされ、了承された。

（2）個別論点の審議について

ア 調査体系の変更について

調査体系の変更のうち、任意組織経営体に関する調査の重点化について審議が行われた結果、次回部会において再度審議することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 集落営農以外の任意組織経営体の実態把握の在り方について、どのように考えているか。
 - 農業経営統計調査においては、生産過程における共同化・統一がなされた組織を調査対象としている。任意組織経営体における集落営農については集落営農実態調査により生産過程における共同化・統一化に係る実態を把握しているものの、集落営農以外については 2010 年農林業センサスにおいて当該項目を把握していないことから、母集団が把握できない。

もし、集落営農以外について調査を行うとすれば、母集団整備にかかる情報収集から始めなければならなくなる。

- 今後は、任意組織経営体が集落営農化する状況については、把握できないということか。
 - 任意組織経営体のうち、90%超が集落営農であることから、集落営農について、把握することで任意組織経営体の動向は把握できると考える。
- 任意組織経営体に占める集落営農の割合の増加は、政策的に集落営農が推進された結果であるが、農業を営む集落営農以外の様々な組織の動向の把握も引き続き重要である。したがって、集落営農以外の任意組織経営体の動向について、可能であれば、今後も農業経営統計調査において継続して把握することが望ましいと考えるが、それができないのであれば、別の調査により、把握すべきではないか。
 - 次回部会において回答したい。
- 畑面積が当該集落の耕地面積の50%以上を占める集落営農とは、地域的な偏りがあるのではないか。
 - 北海道と九州がそれぞれ130～150集落で大体半分を占め、後は東北と関東に100集落程度である。
- 正しい報告を得るためには、集落営農の定義について明確にしておく必要がある。
- 集落営農以外の任意組織経営体とは、具体的に、どのようなものであるのか。例を挙げて、整理していただきたい。
 - 次回部会において改めて回答したい。

イ 調査事項の扱いについて

調査事項の扱いについて、①現金出納帳の構成について修正の余地はないか、②経営台帳の調査事項について削除する余地はないかについて審議が行われた。①については、部会の議論を踏まえた再修正案を次回部会に再度提示することとされたが、その方向性については適当とされた。また、②については、今回は、削除しないことについて適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 「現金出納帳」の修正案のうち、「農外収入」の内訳の一つである「事業以外収入」と、「農外支出」の内訳である「事業以外支出」については、現行の「現金出納帳」と表現を一致させて「事業外収入」及び「事業外支出」とすることが適当ではないか。
 - 御指摘のとおり修正する。
- 農林水産省が提示した「現金出納帳」の修正案のうち、「3 農外収入」及び「4 農外支出」については、本調査の公表の形式にある「農外」という項目と修正案にある「農外」の範囲が一致していない。混乱を与えないように、表現を変える必要があるのではないか。
 - 「農外等収入」及び「農外等支出」に修正する。
- 「現金出納帳」の修正案のうち、「農外収入」の内訳として、「事業収入」、「事業以外収入」のほかに、「年金等給付金（公的）」、「年金等給付金（その他）」、「退職金」及び「上記以外の収入」があるが、本調査の公表の形式と異なっており、分かりにくいのではないか。
 - 公表の形式に合わせ、「年金等給付金（公的）」から「上記以外の収入」までを、「年

金等収入」という一つの内訳の下位分類に修正する。

- 「青色申告を行っているか否か」を調査事項としているが、報告負担を軽減し、効率的に調査を行うためにも、青色申告の内容を活用すべきでないか。

→ 本調査で求めている調査事項には、青色申告をする際の実票ベースの詳細な内容も含まれているなど、青色申告ベースのデータでは足りないものが多い。

現行においても、可能な限り、青色申告を作成するための関係帳簿を活用し、報告者の負担軽減を図っており、今回の見直しにおいて、これら関係帳簿の郵送化や、パソコンデータの活用等のさらなる効率化を検討しているところである。

6 次回予定

次回部会は、平成 23 年 6 月 3 日（金）（16:00 開始予定）に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。